

令和4年第3回大洗町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年9月5日（月曜日） 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（9名）

2番	柴田佑美子君	3番	櫻井重明君
4番	伊藤豊君	5番	石山淳君
6番	小沼正男君	8番	和田淳也君
10番	勝村勝一君	11番	坂本純治君
12番	菊地昇悦君		

欠席議員（3名）

1番	飯田英樹君	7番	今村和章君
9番	海老沢功泰君		

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	海老澤督	生活環境課長	大川文男
都市建設課長	岡村正巳	農林水産課長	中崎亮二
商工観光課長	長谷川満	教育次長兼 学校教育課長	高柳成人

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○副議長（柴田佑美子君） おはようございます。会議開催にあたり申し上げます。

本日は、議長が欠席しておりますので、地方自治法第106条第1項の規程に基づき、私、柴田が議長の職務を行いますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

今定例会は、マスクの着用や入場時のアルコール消毒等のご協力をお願いした上で、議場での傍聴を許可することといたしました。

また、これまで同様に、議員、執行部一同もマスク着用にて出席いたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定してくださるよう、お願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほど、宜しくお願いいたします。

なお、私と局長はタブレットを使用して会議を進めさせていただくこととあわせて、インターネット上でのライブ配信を職員対象に行いますので、ご了承のほど宜しくお願いいたします。

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○副議長（柴田佑美子君） ただいまの出席議員は9名であります。

これより令和4年第3回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○副議長（柴田佑美子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、8番 和田淳也君、9番 海老沢功泰君を指名いたします。

◎一般質問

○副議長（柴田佑美子君） 日程第2、町政を問う一般質問を行います。

通告順位、質問要旨は、お手元に配付しました一覧表のとおりであります。

◇ 菊 地 昇 悦 君

○副議長（柴田佑美子君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 日本共産党の菊地昇悦でございます。もう9月も上旬に入りましたけども、今年の夏の暑さはとんでもないことでありましたが、どこへいつちやったのかというような、そんな状況にあります。この猛暑はね、日本だけではなくて、むしろ日本以上に世界中から干ばつとか山火事とか様々なニュースが伝えられてきました。地球温暖化、今は地球変動ということではいわれておりますが、地球は一体どうなってしまうんだろうかと、そういう大きな不安を私は感じてしまいます。

この地球規模の異変がですね、私たちの住む大洗町にも、じわじわといろんな形で身近な問題として捉えていくことが求められているのではないかと、このように考えているところです。ぼーっと生きていたら、とんでもないことになってしまうという、そんな危機感を持っているところではありますが、今回は海という、この点を踏まえてですね、いろんな問題提起をしていきたいというふうに思いまして質問をいたします。

まず、海の日ということが国民の祝日ということで制定されていますが、この海の日の趣旨はですねどうということなのか、まず説明をお願いいたします。

○副議長（柴田佑美子君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

海の日でございますけれども、もともとはですね昭和16年以来、7月20日を海の記念日として、海事業業とか船舶等、これらに従事する人々について、国民に理解を深めていただくために全国各地で様々なイベントが行われてきたところでございます。こうしたなか、近年のウォーターフロント整備、それからマリンスポーツの普及など、海を利用する機会が急速に多様化し、同時にですね海洋汚染防止などの必要性が一層の高まりを見せたことから、平成8年より7月20日は国民の祝日、海の日として制定されたところでございます。その後、平成15年からですね、海の日につきましては、7月の第3月曜日ということで三連休化されて今日まで至っているところです。

また、海の月間につきましては、海の日にちなんで7月1日から31日までの1カ月間、海に親しむためのレクリエーション等、全国各地で行われているところでございます。以上です。

○副議長（柴田佑美子君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 海の日そのもの、制定はですね、海の恵みに感謝するというのが第一です。海のリソースをしっかりと守っていくというようなことも盛り込まれて、非常に大事な日だと思います。そういうなかで、今説明されたようにいろんなことが取り組まれているということではありますが、大洗町は海との関わりで発展をしてきた町であると。これは疑いのないところでありまして、とりわけ漁業とか観光、そして暮らし、文化など、海と切り離しては考えられないような、そういう大変身近な関係で影響を受けてきた町だと思うんです。この海と大洗、どういうふうに位置付けて考えておられるのか、先ほどちょっとウォーターフロントとか説明ありましたが、改めて伺います。

○副議長（柴田佑美子君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 再度のご質問にお答えいたします。

この海の恵みに感謝をする、享受をするというところで、大洗港海の月間実行委員会、こちらが中心となって7月の海の月間の期間中、大洗港内の清掃、それからクリーンアップ大洗の参加、商船三井フェリー、海上保安部への訪船慰問、さらには月間のイベントに取り組むほかですね、漁業研究会が実施する漁業体験への協賛等に取り組んでいるところでございます。以上です。

○副議長（柴田佑美子君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 海の月間という言葉が言われました。茨城県は海の月間を設けてですね、イベント事業など様々取り組んでいるということでありまして、町も今言われたように実行委員会に参加しているふうになっています。この海の日イベントが続いてきたわけでありましたが、それを見ますとですね、主に自衛隊関係の艦船の展示、あるいは試乗、これが中心に位置付けられているのではないかと。まさに見方によってはですね、自衛隊のPRの場の様相のように見えることができるわけでありまして、そこに海の恵みとか資源保持に取り組んでいる漁業者の姿が見えないと私は見えています。町としては、このようなイベントについて、実行委員会のメンバーとして意見はなかったのか、意見出さなかったのかということでありまして。テレビで見ますとね、そこに愛はあるんかいというようなことが言われていますが、そのイベントに海の豊かさへの恵みの感謝はあるんかいというふうに思うところなんですけど、どうですか。

○副議長（柴田佑美子君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 再度のご質問でございますけれども、少し繰り返しになってしましますが、海の月間実行委員会、こちらは海についての理解と関心を一層深める本来の趣旨に沿って期間中に大洗港の港湾内の清掃、それから繰り返しになりますけど、クリーンアップ大洗の参加、訪船慰問、漁業体験の支援等あわせて、その海の日に対しましては、町民のみならず、より多くの方々が海を親しみ、海のことを知り、海の恵みを感じられるようにですね、様々な関係機関と協力をしまして海の月間のイベントを開催しているところでございます。

ご指摘のその自衛隊の艦艇が恒例行事として定着しているというお話ですけど、私が記憶している限り、平成9年に、当時、輸送艦がですね大洗港に入港したことからですね、これまで複数の艦艇が入港してございますけれども、基本的にその自衛隊の広報活動、人命救助であったりとか災害救助、こういった点をですね紹介をしているところでございます。

また、今年につきましては、よりその訪れる方々がですね海に親しんでいただけるように、キッチンカーによる地産地消の取り組み、それから、商船三井さんの船内見学会にあわせてレストランを開放していただく、そういった大洗ならではのイベントを開催しているところでございます。以上です。

○副議長（柴田佑美子君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） いろいろとね取り組まれているように説明をいただきましたが、やはりあの場所に行けばね、自衛隊の展示が、もうまさにあのイベントの中心になっているということを実

感ぜざるを得ないですよ。海のイベントの在り方が、だから私はそれでいいんだろうかというふうに思うんです。海の恵みに感謝する、海と共に繁栄するという趣旨からいえばですね、もっともつと別の形でも、その海の日を祝うことができるんじゃないか、あるいはすべきではないかというふうにも思います。例えば先ごろ、カジキ釣りのイベントを開催されました。自衛艦の展示よりも、よっぽど海の日にふさわしいような、そういうふうに感じてしまうんですよ。こういうふうに思うんですが、どうでしょうか。どう受け止めますか。

○副議長（柴田佑美子君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 再度のご質問でございますけれども、カジキ釣りというご提案をいただきましたが、町としましてもですね、この海の月間実行委員会、一組織委員としてですね、引き続きこの海の日、さらには海の月間に沿った大洗らしい広報活動、イベント等も展開をしてですね、町民をはじめ、より多くの皆様に親しめるように取り組んでいきたいと思っております。

先ほど申し忘れてましたけれども、海の月間のイベントですけれども、今年度は一日だけの開催でして、2,560名の方が大洗港に訪れた結果となりました。以上です。

○副議長（柴田佑美子君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 再度申し上げるんですが、自衛艦、自衛隊の大きな船を並べればね、確かに大きなイベントということで、そんな感じをね非常に強く受けるんですよ。ですから二千数百名の方がみえられたと。多分他県から多くの方がみえたんだと思います。

例えば海の恵み、あるいは海と共に繁栄するということを考えた時ですね、そこには持続可能性、これを求めて海の豊かさを守ろうというSDGsの目指す目標、これを考える必要があるんじゃないかと。ですから、子どもたち、あるいは親子などで海で遊ぶとか、海にちなんだ遊びを通じてですね、海を身近に感じられる、海の生き物に触れる、このような小さなスケールでもね、この海の日の趣旨に沿ったイベントになっていくんじゃないか、考えられるんじゃないか、海の町として海の持続性を町民主体ですね、町民主体で考えられる、そんな日に切り替えていく、こういうことを私は提案したいんですが、どのように受け止めますか。

○副議長（柴田佑美子君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 菊地議員の再度のご質問でございます。町民主体のというご提案をいただきました。海の月間ですね、全国各地で、私が数えただけで約640、北海道から沖縄までいろいろな形で展開をしてございます。そういった先進事例をですね見ながら、また来年度以降、大洗らしさをどう出していくか、事務局と共に検討してまいりたいと思います。以上です。

○副議長（柴田佑美子君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 全国各地で海に面しているまちではね、様々なイベントがやられていると。そういうなかでも自衛隊の艦船を使っているというのは、そうそう多くないですよ。ですから、小さなイベントで、自分たちが住む海をね、どう感じてもらうか、どう守っていくかということが非常に重要視されているというふうに思います。そこでですね、そういうことも考えていただきたいと思います。

そこでもう一つは、県が主体ですから、水族館ね、水族館への無料とか、あるいは大幅な割引、これによってですね大洗の子どもたちが、この海の恵みをまさに学ぶ機会、提供してもいいんじゃないか、このように私思います。自衛艦を呼ぶための費用あるんならばね、そういうところに、子どもたちの学ぶ場にお金を使っても私は大いにこのSDGsの役割につなげていくことができるんじゃないか、こういうふうに思いますが、こんな提案をいたしますが、どういうふうに考えますか。

○副議長（柴田佑美子君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 再度の菊地議員のご質問でございますけれども、アクアワールドというご提案をいただきました。その前にですね、この艦艇に関するイベントですけれども、実際にその自衛隊に対して何ら一切支払いをしているわけではなく、いわゆる賠償保険であったりとか、給水の業務、そういったところでですね、全体で約95万円ほどの費用がかかっているところでございます。繰り返しになりますけれども、その大洗らしさをどう出していくかというのはですね、事務局と共に今後検討してまいりたいと思っておりますので、宜しく願いいたします。以上です。

○副議長（柴田佑美子君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 是非大洗らしさをね打ち出したイベントにしていきたいと思いますというふうに思います。

二つ目の海の恵みを考えた時に問題になっているのが、福島第一原発で発生した汚染水、アルプスの処理水などとも言われていますが、この海洋放出が国のほうで認められたわけでありますが、この海洋放出にどう向き合っていくのかということが今問題になっていると思います。遠く離れた福島の出来事ではなくて、大洗町も海でつながっているということを考えれば、決して遠くの出来事で済ますわけにはいかないということになります。したがって、大洗町の漁業協同組合は海洋放出に反対という意思を示しておりますが、大洗町としてですね、行政として、どう向き合っていくのかということが大事ではないかと思っておりますが、この点を伺います。

○副議長（柴田佑美子君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめですね、東京電力福島第一原発の処理水をめぐる経過について説明をしたいと思いません。

昨年4月になります。国はですね、2年後を目安といたしまして処理水の海洋放出を始める方針を発表いたしました。そしてですね、本年7月になりますけれども、国の機関であります原子力規制委員会につきましては、東京電力が提出した処理水を海洋放出するという実施計画変更許可申請書に関しまして、安全性に問題はないということで計画を認可しているところでございます。

加えてですね、8月2日にはですね、福島県と加えて大熊町、双葉町におきまして、放出設備であります海底トンネルなどの工事について事前の了解をしたところでございます。そういったなかで先ほど菊地議員のほうからのお話がありましたとおり、大洗町漁業協同組合も所属しております茨城沿岸地区漁業協同組合でございますけれども、その連合会につきましては、海に県境はないといたしまして、海洋放出に反対の意見が出されているところでございます。

行政として、本町といたしましては、国の見解といたしまして関係者の理解なしには海洋放出はしないということを踏まえまして、国と東京電力が漁業者などの関係者に丁寧なですね説明を行っていただいて、しっかりと合意形成を図っていくということが一番重要であると考えているところでございます。

ついてはですね、当町といたしましては、国がしっかりと責任を持って対応していくことを注視していきたいと考えているところでございます。以上です。

○副議長（柴田佑美子君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 海洋放出に関してはですね、たとえこの汚染水、処理水が安全だといわれても、関係者の理解はなかなか得られないということが未だに続いているということですよ。しかも、今説明ありましたように、関係者の理解を得ない限り、いかなる処分も行わないということ、そして敷地内で貯蔵する、これが国の約束でした。これが一方的に約束を反故されて、放出を決定するというような流れになっているわけでありまして。そんなことをされてですね、漁業者が大きな怒りを表す、このことについて理解できますよね。できませんか。

○副議長（柴田佑美子君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 再度の質問にお答えいたします。

漁業者のほうに関して理解をするのが難しいということのお話だと思いますけども、先ほど漁業者のお話をいたしましたけども、漁業者の方がですね反対する一つの大きな理由といたしましては、菊地議員さんを含めてですね皆さんが懸念するように、風評被害の問題だと思っています。風評被害の問題につきましては、将来の漁業経営に不安が生まれて、後継者がいなくなるということが一番の懸念になっているところでございまして、これまでのですね東日本大震災の原子力の事故の時にもですね、魚が売れなくなったっていうことの経験を踏まえまして、そういった懸念として国の対応が求められているところということを検討しているところでございます。

そのようななかでですね、国は安全性を確保しているということの見解がある一方で、風評被害を生じさせないということについても情報発信のほうで取り組んでいるところでございます。そういったなかで国のほうで取り組んでいるところについて注視して見守っていきたいと思っております。以上です。

○副議長（柴田佑美子君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） いろいろ言われましたけどもね、海水で薄めるから安全だ、安心だという、専門家の方々がそのように説明をしているわけでありまして。

ところがですよ、例えばですよ、海洋への放出じゃないんですけども、去年あるいは今年にかけてですね原発周辺の自治体ではですね、除染が進んで、帰還困難区域となっていた地域がね帰還可能性になったということで、住民が戻ってくる体制づくりを進めているんですが、戻った方、あるいは戻りたいという方は1割ぐらいなんですよね。いくら安全だといわれても、どうしてもそこには納得できないものがあるんだと私は思います。ですから、人の気持ちというのは、専門家の方々が考えるほど安全だから大丈夫だ、そんなものではない、そんな単純なものじゃないというふうに思

います。ですから、悩んでも悩んでも、もう悩んで悩んで考えた末、やっぱり元のふるさとは戻らないという決断をしているんだと思います。しかもですね、例えば、この放出について話が出たのは菅首相の時でしたね。菅首相は、海洋放出してですね、漁業後継者が育つようにというような流れで進んでいたわけですね。試験操業の最中に自分の息子が漁業の跡を継いでいくんだということで、試験的というか体験しながら学んでいた。それがある日突然、海洋放出を決めたことによって、もう船にはもう乗らないんだというような、そういう20代、30代の若者が出てきていると。菅首相にですね、安全ですからしっかりと漁業に取り組んでくださいと、後継者として頑張ってくださいといえるんですかと国会で問われて、何も言えなかったと、一言もしゃべれなかった。全く責任のない、そういう態度を示したわけです。ですから、この海洋放出という問題は、非常に大きな課題を抱えている。漁業の継続性をずたずたに切ってしまうような、そんな状況にもなりかねないという、そんなことを示しているわけであります。これは大洗の漁業者にとっても同じような思いだと思うんですね。ですから、町としては、どういう思いで漁業者の方々を見ているのか、理解できるのか、こういうことが今問われていると思うんです。ですから、国がああだこうだというようなことを言ってるんじゃないくて、町として自分たちの町民の仲間である漁業者への思いをどうふうに受け止めているのかということが、今問われているんだと思うんですよね。そのことを私聞いたんですけども、もう一度何かありましたら。

○副議長（柴田佑美子君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 菊地議員さんの再度の質問にお答えしたいと思います。

繰り返しになりますけども、国が安全性を確保しているという見解のなかで風評被害を生じさせないように情報発信、そしてモニタリング調査のほうを実施しております。ただしですね、万が一、風評被害が発生した場合の対応といたしまして、その件について最大限に抑制しましょうということで、セーフティーネットについての検討に取り組んでいるところでございます。そういったところで、セーフティーネットをどのように国が取り組んでいただけるのかということに注視しながら、漁業者のほうの懸念であります風評被害のほうについて、課題について注視していきたいと考えておるところでございます。以上です。

○副議長（柴田佑美子君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） セーフティーネットを用意してあると言われましたけども、セーフティーネットでどういう内容なんですか。

○副議長（柴田佑美子君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 再度の質問にお答えしたいと思います。

ここ直近の動きでございまして、8月30日になります。国はですね、関係機関の閣僚会議を行いまして、行動計画というものをですね改定を公表いたしました。昨年12月になりますけれども、国はですね先ほど説明した情報発信とかセーフティーネットの検討を始め、水産業を含めました各産業の販路拡大や支援等に取り組む行動計画というものを策定いたしました。その行動計画に取り組むなかでですね、先日8月30日に閣僚の会議を開きまして、その行動計画の改定を公表したところで

ございます。

その主な改定点なんですけれども、先ほどお話しましたセーフティーネットに関することでもございますけれども、漁業継続を支援するための新たな基金の創設、そして風評被害に備えました賠償基準の取りまとめということ、これから検討を進めるということで発表をされておりますので、そういったなかで、その国のほうの動きを注視して町としては見守っていきたいと考えております。以上です。

○副議長（柴田佑美子君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 要するに賠償金ですよ。これ、風評被害、先ほども言われましたけれども、それにどう対応するかということが一番の目玉のような、そういう対策だと思っておりますけれども、賠償金を払ってですね、この継続していかなければならない、あるいは持続性を求めていかなきゃならない、まさにSDGsの目標そのものであります。漁業者が後継者がその賠償金を払えばつながっていくことができるのかどうかというところが問題ではないですか。福島では、ですから、20代・30代の若者が、もう船から下りるといような、そういう状況が生まれている。賠償金で後継者を守ることができるかどうかということ、そういうことは考えることができないんでしょうか。ですから、国の方針が全てを解決するかのような立場で見ているといいんでしょうかということが私は強く思うんです。これだけ漁業者が反対している。本当に、あまり漁業者の方ね、詳しいことはあまり言いませんけれども、内心は自分たちの海を守りたい、あるいは自分がやってきた漁業を後の者に引き継ぎたい、こんな思い、しっかりと持っていると思うんです。それが今、まさに海への放出でずたずたにされようとしていると、そんな思いを強く持っているというふうには私は思うんです。ですから、そこに大洗町の行政としてどう関わるのか、やはりはっきり私求めたいのは、漁業者と共にですね、やはり放出について反対だという立場ですから、それを支えるという、反対だとは言えないという立場のようなんですけれども、漁業者の立場を支えるという、少なくともそこら辺はね、やっていくことが求められているんじゃないかというふうには私は思うんです。その辺についてどう思うのか伺います。

○副議長（柴田佑美子君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 再度の質問にお答えしたいと思います。

国においてはですね、関係する各省庁が連携しまして政府一丸となって議論を進めて対策を実施するという方針をいただいておりますので、引き続きですねその対応を注視する必要があると考えています。

加えてですね、先ほど菊地議員さんのほうからもありましたとおり、漁業者に寄り添って、漁業者の意見を国に反映するようにはしてもらおうということが一番大事だと思いますので、そのなかで国においてはですね、十分な漁業者に対しての、関係者を含めて、対話を重視して説明をしっかりとさせていただきたいと考えておるところでございます。以上です。

○副議長（柴田佑美子君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 注視することは大事なことでしょうけれども、注視しただけではね、やはり

漁業者の気持ちに寄り添ったというようなことにはつながらないと思うんですね。ですから、その注視した後の漁業者への、国の動向を注視しながらもですね、漁民の思いにしっかり寄り添ってですね、反対の立場を支援するというような立場にしっかりと立って臨んでいてもらいたいなというふうに思うところです。この問題はこれで終わります。

三つ目の点はですね、今、海の深刻な問題になっているのがプラスチック、あるいはとりわけですねマイクロプラスチックによる汚染です。全世界に広がっているというふうにいわれております。昨日も夜ですけども、NHKの特番でこのような問題が取り上げられていました。魚類とか鳥類が、この海洋汚染によってですね深刻な影響を受けている、生き物たちが深刻な影響を受けている、発生している、こういうことを伝えておりました。

この大洗町として、この海洋ごみに関してですね、どのように見ているのかまず伺います。

○副議長（柴田佑美子君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

菊地議員のおっしゃるようになりますね、マイクロプラスチックのごみの、海洋のこの問題は、世界的な問題かと思えます。大洗町もちろん他人事ではございません。それでですね、海洋プラスチックごみの問題でございますが、そもそもですねごみが捨てられなければですね、このような問題は起きませんので、やはり一人一人の意識や行動がこのような問題をなくすものと考えております。以上です。

○副議長（柴田佑美子君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） これ、全世界的な問題なんでね、大洗町が根本的にその解決の責任を負うというような、そんなものではないんです。それは今伺ったとおりであります。

ところが、しかしですね、小さなこの取り組み、海洋汚染への取り組みでもですね、貢献できることがあるんじゃないか、しなければいけないんじゃないか。それは海に生きる大洗の歴史から見てもですね、これからもずっとその海を守っていかなきゃいけないという、こういう状況にあるからであります。このことについてどういうふうに考えていますか。

○副議長（柴田佑美子君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

町としてどのようなことかと思えますが、町としてはですね、今現在ですね、やはりごみが捨てられなければということ先ほど申し上げましたが、それに関してですね、現在行っているようなことでございますが、町をきれいにする活動で毎年ですね7月の最初の日曜日にですね、住民の方や町内外の団体や事業所などの皆様にご協力をいただきまして、クリーンアップ大洗として町内全域の清掃を行っているところでございます。

またですね、涸沼や涸沼川がございまして、こちらの清掃についてもですね、関係団体の皆様に協力を得ながら年2回程度の清掃を行っています。

またですね、最近ですね、大洗ではボランティアの方々の活動多くやっていただいております、大変感謝しているところでございますが、こちらについても現在までにですね70回ぐらいで大体1、

500人から2,000人弱ぐらいの方々に清掃を行ってもらっているところでございます。

しかしながらですね、やはり道路のポイ捨てや、やはりあと、大洗町の考えもございまして、川の上流で大雨等なりますと、河口付近や海岸とかはですね漂着ごみが流れてきますので、このようなものにつきましてはですね町の予算でごみの回収を行っているところでございます。

またですね、やはり根本的に、先ほども申し上げましたが、ごみを捨てなければそういうことは起きませんので、そのような意識を持っていることが大事かと思えます。例えばですね、昨年度、中学校においてですね、講師を招いて海洋プラスチックごみなどについての環境問題について話をさせていただいてということがありますので、そのような取り組みも大事なことかと思っております。

今後も取り組みをしていくことですね、少しでも海洋プラスチックごみをですね減らしていければと思っております。以上です。

○副議長（柴田佑美子君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 海を汚す主たる原因がプラスチックだと、その投棄だということで、これは科学的にも明らかにされている。世界的な問題ですのでね、数年前に海を守ろうということで飲み物についてるストローですね、プラスチックのストローを、これ変えていこうじゃないかというように、そういう動きが強まりました。そういうのを受けて、日本でもプラスチックのストローをやめているというようにお話も広がっていると認識しています。

これはですね、プラスチックのストローですから、全世界的に見ればそんなに量がね、すごいものかというふうに思うんですよ。けども、先ほど一人一人の行動が大事だと言われました。ですから、人の考え方を、このストローという一つのものを通じてですね海洋汚染を考えていこうじゃないかという、そういう呼びかけにもなるわけですよ。そういうことは、ですから非常に大事だと。中学生にそのことを学んでいただくということも非常に大事だと思うんです。プラスチック、マイクロプラスチックについて、非常に研究されている方々の話を聞けばですね、本当に深刻な問題を含んでいるというふうに言われています。私そのことを今この場でね時間がありませんから述べることはしませんが、しっかりとその辺はね、担当者も学んで、担当者だけじゃないな、町の職員全体がね、海を抱えているまちですから、しっかりと学んでいくことが大事ではないかというふうに思います。

そこでですね、大洗町は観光のまちですから、多くの方が訪れるというまちであります。こういなかで大洗町そのものが、この海の海洋汚染、これをしっかりと対策をしてる、あるいは守ろうじゃないか、このことを呼びかけるということが本当にその海を守るその気持ちをね、大きく広げる上では非常に大事なことではないかというふうに思うんですよ。今の話、取り組み聞くと、まだ内々の話になってるけど、これはやっぱり町民の海に来た方々がそのことがしっかりと、その考え方を持ってまた帰っていただけるような、そういうことを伝えるという、大洗町の意志を、考えを観光客にも伝えると。一緒に海を守って欲しいという、そういう姿勢を打ち出してもいいんじゃないかと、打ち出すべきではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○副議長（柴田佑美子君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、菊地議員のご質問にお答えいたします。

まず、観光、たくさんの方が訪れる大洗町の観光における海を守る取り組みや活動というところにつきましてですけれども、まず海水浴をはじめとした海を利活用したイベントなどを展開しているところがございます。

まず、海水浴事業についてご紹介申し上げますとですね、今年3年ぶりに海水浴事業、期間中において何も制限を設けずに実施ができたところがございます。こちらの海水浴事業につきましてはですね、まず毎年、茨城県の環境対策課によりまして水質調査のほうが行われております。これは海水中のですね、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、それから科学的酸素要求量、透明度、腸管出血性大腸菌O-157ですね、こちらの五つの項目を調査項目として実施をしているところがございます。大洗サンビーチにおきましては全ての項目で国の定める基準に適合してですね、水質A Aということで一番高い判定を受けているところがございます。また、海水浴場内のですね放射性物質の調査も茨城県により実施をしているところがございます。こちらは海水と砂浜と分けて調査のほうはしておりますが、海水につきましてはヨウ素131、セシウム134、セシウム137、トリチウムという四つを測定しております。大洗サンビーチにおきましては全て不検出となっております。砂浜につきましては、放射線量率測定調査のほうを行っております。町内のモニタリングポストの値と同等、またはそれ以下というような結果でございました。

また、海水浴場においての町の取り組みといたしまして、今年度からですねごみの持ち帰り運動というのをしております。海岸にですねごみ箱の設置を行いませんでした。この取り組みにつきましてはですね、当初その持ち帰りに対しまして若干不安なところも正直ございましたけれども、思ったよりもですね放置されるごみもなく、お客様のマナーの良さ、それから意識の高さがうかがえたということで、環境美化、海洋資源の保全に効果があった取り組みというふうに思っております。

さらには、海水浴場内のですねビーチでの喫煙ですね、こちらもこれまでは特に制限なく、自由に喫煙ができる環境にございましたけれども、今年からは特定の喫煙所を設けて、その場所以外での喫煙を禁止いたしました。

こういった取り組みをですね今後も継続して行っていくことで、クリーンなビーチとしての発信ですね、さらには浸透が図られるものと思っておりますので、こういった取り組みについてですねどんどん発信のほうを行って浸透を図っていききたいというふうに思っております。

また、海岸の美化活動につきましてはですね、行政以外でもですねサーファーの方ですとか、ショップによる積極的なビーチクリーンなどが行われておまして、自主的な取り組みが広がっているところがございます。

また、先ほど町としての発信ということでもございましたけれども、今年度につきましては、観光庁においてですね事業化されたブルーツーリズムを推進する事業、こちらの補助事業のほうを活用しまして、海の魅力発信事業のほうを展開していきたいと思っております。

具体的にはですね、海洋学、環境問題等の有識者によるワークショップ、またはセミナー、それ

からビーチカルチャーフェスティバルと題しまして、海の大学等と連携をしまして地引網体験、それから漁業体験、サーフィン体験などですね、あるいはアクアワールド大洗のほうと連携をしまして、海の魅力を体験できる滞在型コンテンツの創出などを予定しているところでございます。以上でございます。

○副議長（柴田佑美子君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 多様なね活動を進めているということがよくわかりました。このごみの持ち帰り、これについても今年から始まって、大変協力的だったという話です。私は、海を守る大洗町の思いというのを、やはりその持ち帰りをお願いしますというところに、一つね付け加えてるかどうかちょっとわかりませんが、海を守りたいと、海洋汚染、これを防ぐためには是非皆さん、あるいはみんなで力を合わせてやっていきたいという、そういう呼びかけもねしっかりと行うということが非常に大事ではないかというふうに思いますので、是非そういうことも今後検討していただきたいなと思います。

これでね、この海に関する質問を終わりますが、町長、今回私ね、町長も第6次総合計画でSDGsで海の豊かさを守ろうという、大きく打ち出していますよね。重要な位置づけだというふうにこちらも受け止めています。そういうことで取り上げましたが、是非とも今後これら課題は、問題は、今後生きる問題だと、活かさなきゃいけない課題だというふうに私思っ問題提起したわけですが、どのように受け止めておられるのか伺います。

○副議長（柴田佑美子君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 議員からのご質問、ご提言は、党派を超えて非常に共感すること多々ありました。

まずはじめに、私もこの海の月間におけるイベントの在り方についてですが、数年ぶりの開催ということで庁内でいろいろと議論をいたしました。私も今の在り方が適正、不適正ということではなくて、今の在り方でこれで満足とはいえないような、そんな内容だというふうに思っております。それは、もっともっと飛躍すべき、それから、議員ご指摘のように、制度趣旨に沿った、そういう形で住民の皆さん方にも喜んでいただけるような、その来場者がどうこう、人数がどうこうではなくて、もっともっと情報発信できるような、そしてこの理念、信念が、しっかりと皆さん方に伝わるような、そういうイベントの形が望ましいというふうに思っております。ただし、私自身としては、この議場で繰り返し申し上げておりますように、大洗全体の在り方として、やはり年間を通して、例えば繁忙期・閑散期ありますが、できるだけ閑散期にたくさんのイベントを誘致できればと、年内の3分の1ぐらいがこのイベントで埋まれば、非常によろしいかなというふうに思っております。野天版、このサンビーチで言うならば野天版幕張メッセ、この港湾も含めて、そんなものを考えておりますので、少し短絡的と言われるかも知れませんが、この海の月間イベントそのものは、イベントとして受け止めて、人が来ればそれでいいじゃないかと、そして賑わえばいいじゃないかと、来た方々に喜んでもらえばいいじゃないかと、そんなようなことで、今年はしっかりそこを総括して、次年度につながるぐらいの感覚で受け止めました。ただし、議員言われるように、自衛隊、少

し派手で見えますので、何らかの形でそのところも考えていかなければなりません、どうしてもこの自衛隊に依存してしまうところがあります。決して自衛隊が悪いということではなくて、非常にその日々の活動、それから自衛隊そのものを理解いただく、そういういい機会になろうかというふうに思っておりますが、しかし、もっともっと今、議員が言われるように、住民の皆さん方が、このイベントに関心を持って、そしてまた漁業組合であるとか、実際に海で活動する皆さん方、そして海を生業として活用している皆さん方の思いが、もう少しみんなに伝播するようなものをしていければなど。そして最終的にはSDGsとかそういうものに、理念につなげていければなどというふうに思っております。

ただ、課題として大きいのは、私が常に感じておりましたことは、この月間そのものの、海の日というものが極めて抽象的であるということ。それから、非常に門戸が広いということ。そしてイベントそのものが、どうしても限られた予算、そして限られたと申しますか、いつもの恒常的なメンバーで展開をしておりますので、どうしても厳しい物言いと言いますと、マンネリ化しつつあるところがありますので、そういうところをどうしたら打破できるのか、もう少しいろいろと考えながら、様々な角度で議員ご指摘のように、住民の皆さん方を巻き込んでというか、住民の皆さん方にご参加いただくことによって、また、先ほど議員からもお話がありましたように、ビルフィッシュが非常にこの海の日にはふさわしいんじゃないかと、まさにそういうご指摘も正鵠を射ていると思いますので、私はそういうことも踏まえて様々なイベントと、どうこの連携をさせていくのか、この月間をせっかくですから、全国で600以上の自治体でこういう展開をしているということでもありますから、このほかの自治体のイベントとも有機的に連携させるということも一つの今、グローカリズムではありませんけども、そういうことにつながる展開になりますので、そういうことも踏まえた上でしっかりと善処していきたいというふうに思っております。

それから、先ほど中崎課長のほうからも縷々ご説明を申し上げましたけども、このアルプス処理水につきましては、冒頭申し上げましたとおり、私どもにはこの海洋放出に関して、いい悪いと申しますか、様々な法制的な権限はございません。しかし、広く捉えるならば、漁業組合、いわゆる大洗は海のまちでありますし、漁業は主要産業の一つ、対外的に見れば漁業のまちというふうに捉えられておりますので、当然にして漁業者の皆さんと一緒に歩調を合わせて、漁業者の皆さん方の思いや痛みに寄り添った形でしっかりと国に対して様々な提言、そして発信をしていきたいと思っております。当然漁業組合が反対ならば、これは町としてもそういう方向性で、一緒になって協働歩調で歩んでいかなければなどというふうに思っております。ただし、その技術的な問題等について、国にも瑕疵があるんじゃないか、何らかの問題も出てくるんじゃないかと、このことにつきましては、私はこれは決してもろ手を挙げてというか、妄信するということではありませんが、国民として国を信用しなくてどうすんだと、そういう思いはあります。もし国を信用しないならば、技術的な面、あらゆる専門的知見で様々な角度から様々な分析をして、あらゆる角度から分析した結果、アルプス処理水を放出することについては問題ないと、技術的には問題ないということでもありますから、この点については私は国のほうのいろいろ情報発信されたことについて注視していき

いということではありますが、注視するものにも、そこについては信用していきたいと思いますが、まず、ただし、じゃあもう一つ加えるならば、このいわゆる風評被害であるとか、そのほかの様々な問題が起きるかどうかについては、これは国の情報発信よりも、むしろ漁業者の皆さん方の痛みや思いに寄り添いたいというふうに思っておりますので、この処理水がどうだとかこうだとか技術的なことについては国を信用していきたい。しかし、いくらそこが安心だと唱えても、議員ご指摘のように、安心と安全は全く違いますから、漁業者の皆さん方から安心感を得た、そういう賛同の声がない限りは、私としても賛同しかねるということで国に対してはしっかりと申し上げたいというふうに思っております。

そして最後のSDGsの問題ですけど、これどうでしょうか、議員のほうにもありますし、私のほうにもこのペットボトルありますが、なかなか大卒でわかっていても行動できないというところが、俺一人ぐらいはいいんじゃないかとか、もう少ししたらやろうかとか、もっと機運を盛り上げなければならぬとか、そんなことを考えていると思いますが、私自身としては、どっかのタイミングで観光地というよくご指摘というか、そういうご提案をいただいておりますので、観光地として、いわゆる環境のまち宣言であるとか、すなわち何かそのSDGsに依拠した、すなわち持続可能性を追求したエコ都市宣言みたいなことを私どもで、そういう大々的に掲げて、私がトップですのでトップとして全町に対して、全町っていうのはこの大洗住民全員に対して、そういうことを皆さん方に掲げて、いわゆる意識を、思いを共有することによって、このことを一步一步突き詰めていきたいなと思っております。今、私、マイ箸を持っておりまして、よく思い出せば、これいつも持って歩いてるんですが、これマイ箸、今持ってまして、これどこまで続かわかりませんが、冗談めいているんな旅館だとかレストランだとか行って、この使うから、この箸使いませんから、5円か10円割引いてくれよってということで、できるだけみんなにわかるように、覚えてもらうように、記憶に残るようにそういう話をしているんですが、できれば私自身こういうマイ箸をやって、このマイ箸を持ってきた方については、例えば旅館であるとか飲食店であるとか、一品小鉢余計につけるとかですね、そんなことを理念的に掲げればと思っております。

それから、議員から素晴らしいご提言ありました。もっともっと海にですね、せっかく駐車料金収入が上がりましたんで、海をみんなで守ろうとか、最終的に今年は喫煙所も、それから飲酒の場所も、もう限定した地域にかなり絞りました。当初懸念をされましたけども、何とかうまく機能いたしました。ですから、最終的には、じゃあペットボトル持ち込み禁止とかですね、そんなことも考えていく。しかし、それは旅行者の皆さんだけに強いていたんでは、これは甚だ旅行者の皆さん方から見ればふざけんなって思いになるでしょうから、全住民がそんなような機運を盛り上げていくこと、全町的に本当に環境都市であるということ、環境のまちであるということ、みんなが知っていただくような、そういう環境を私自身が先頭に立って整えるべきだと思っておりますので、まだこれからもいろんなご指摘、ご提言をいただければと思っております。

○副議長（柴田佑美子君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 時間がね、本当迫ってまいりましたが、最後に国葬問題について伺います。

世論調査見ますとですね、圧倒的に国葬反対だという声が強まっています。ですから、岸田首相もですね、31日の会見でですね、国民一人一人に弔意の表明を強制することの誤解を招くことのないように閣議決定は行わなかったというふうに述べて下ります。そして、地方自治体や教育委員会などへの弔意表明の協力の要請もしない、このように明らかにされています。今の時点で文科省からね、何かそういう連絡などありましたら説明いただきたいんですが、この多くの方々が反対しているという、そういう話もね家庭のなかで出るのではないかと思うんですね。それを聞いて子どもは、聞いてですね、学校でもし弔意を強要するようなことがあったら、一体どっちが正しいのかなど、子どものこの考え方の整理がなかなか難しくなっちゃうんじゃないかというふうに、そんな心配を私は思ったんですよ。私、質問通告したのは岸田首相がそのことをしっかりと表明する前でした。方向性がはっきりしてなかったということで、もしそういうことがあった際には教育委員会としてどういう対応をとるのかということ、そういうことで通告したわけでありまして。今は、今言いましたけども、そういう協力要請はしないというふうに会見で述べたわけでありまして。これについて教育長はどのようなふうに今後取り組んでいくのか伺います。

○副議長（柴田佑美子君） 教育長 長谷川馨君。

○教育長（長谷川馨君） 菊地議員の質問にお答えをします。

まず、去る7月8日、奈良県において安倍元内閣総理大臣が凶弾に倒れ、お亡くなりになりましたことに関しては、哀悼の意を表し、お悔やみを申し上げます。

さて、議員がおっしゃる国葬についての向き合いということですが、岸田総理のほうからもあったと思いますが、今日現在ですね、国、文科省や県の教育委員会のほうから通知・通達文が来ているということはございません。

大洗町教育委員会としましても、学校教育現場に独自に特別なことをやろうということは考えてございません。

今後、国や県からの通知・通達があった場合にも、その内容を十分理解して、教育現場として学校が対応できることを実施してまいりたいと思っています。

例えば、反旗を促すものであれば、町の対応と同様に、実施できる範囲で学校へお願いすることは可能かと思えます。黙祷については、各ご家庭での判断があると思えますが、強制的に実施するかどうか等は、他市町村等の動向を調査して検討してまいります。現段階で行うということは考えておりません。

教育現場の向き合い方ということとは以上でございます。今後とも宜しく願いいたします。

○副議長（柴田佑美子君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） じゃあ、これも最後に町長に伺います。時間がありませんのでね。先ほども岸田首相は、地方自治体にも弔意表明の協力は要請しないと。弔旗についても、これ各省庁ですね、省庁だけはやるんだけど、こういうことも求めないというような、そんな会見だったんですね。ですから、こういうことがしっかり出たわけでありまして、このことを踏まえてですね今後のこの葬儀の日にあたってね、どういう行動をとるべきかということも考えていってほしい

など。そういうことを最後に伺います。

○副議長（柴田佑美子君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 今、教育長から答弁したような内容、町も同じような、町の対応等は教育委員会、歩調を合わせるということでありますけども、まずその弔意や黙祷を住民の皆さん方に対して強制するというようなことは有り得ません。これは国からそういうもし強制しようというような通知があったとしても、それはもう内心の自由であるとか信仰心の自由であるとかいろんなことがあるでしょうから、そこはよくマスコミでいわれるように、安倍さんのその評価が功罪いろいろあるじゃないかと、そんなことを抜きにして、それがあろうがなかろうが、私はこのことについては皆さん自由にやられたらよろしいんじゃないかというように思っております。ただ、反旗等について、国からまだ何ら通知がございませんので、ほかの自治体との足並みとか町村会からのいろいろな通知とか決定とかそんなこともあるでしょうから、そういうことの推移を見ながらしっかりと対応していきたいというように思っております。

○副議長（柴田佑美子君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 終わります。ありがとうございました。

○副議長（柴田佑美子君） ここで暫時休憩をいたします。なお会議再開は10時45分を予定いたします。

(午前10時32分)

○副議長（柴田佑美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

◇ 石 山 淳 君

○副議長（柴田佑美子君） 5番 石山 淳君。

[スクリーンを使用しての質問]

○5番（石山 淳君） 冒頭、先ほど菊地議員の話にもありまして、この夏は非常に暑い夏でありまして、去年までは家に帰るとですね、夜8時ぐらいでありますけども、大体33度C、家の中が。今年においては38度Cという、何か温度計が壊れてんじゃないかなというぐらいの温度計の38度Cの日がですね何日もありまして、非常に暑い夏でありました。その暑いのはいいんですけど、今度は雨の降り方もちょっと尋常じゃなくてですね、いきなり豪雨になってみたりですね、止んでみたり、非常に激しい雨の降り方っていうことで、道路の水の排水の状況なんかも、排水量ももう追いつかなくてですね、もう水浸しになってしまうようなそんな状況であります。したがって、この防災集団移転に関しまして、もう30年前からこの濁沼の問題というのはありまして、その当時の随分その降雨量、降水量が随分違ってきておりますので、これのこの事業はですね、皆さんの生命

と財産を守る非常に重要な施策だと思っていますので、この点について今日はお伺いをしたいと思っています。

この間、先日、勝村議員が防災の再点検というところで、その防災集団促進移転事業の進捗状況をお伺いをいたしました。そこで私のほうではですね、ちょっと詳しく今日は岡村課長のほうに聞いてみたいと思います。

まず、そのなかで測量調査が完了したということが一点、もう一点は、災害危険区域について、常陸河川国道事務所との現在協議中だというお話がありました。この2点について、まず測量調査の完了状況ですね、どういったところを測量して、どういったことがわかってきたのかということをお伺いするのが一点ですね。あと、その常陸河川国道事務所との協議の詳細ですかね、その点について2点お伺いをいたします。

○副議長（柴田佑美子君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） それでは、議員のご質問にお答えいたします。

一つ目、測量調査の状況ということでご質問いただきました。こちらですね、測量調査の範囲や件数については、ちょうど今、現場が測量を終わったところで集計しているところまでございまして、ちょっと今、手元に数字はないんですけれども、令和元年の台風19号の浸水した範囲としては約12ヘクタールほど五反田、この周辺地区では浸水しております、その12ヘクタールプラスアルファ広くですね測量はしております。現場としては、川から川沿いに一本細い道路がありまして、その上に広い区画整理でできた道路があるんですけれども、そのエリアまでは概ね測量をしているような状態でございます。こちら測量した結果、今、現場が終わって図面の作成であったり集計の作業をしておるんですけれども、その状況で改めてわかってきたこと、ちょっと三つほど挙げさせていただきます。

一つ目については、やはり道路については想定どおり低いということがわかりました。こちらについては、浸水が道路から始まっているというような浸水の状況とも合致しておるなというような状況でございます。

二つ目については、令和元年の台風19号において、床上・床下浸水の被害を確認している家屋というのはですね、やはりまだ、その他の周辺の家屋に比べて宅地が低いということがわかりました。

最後、三つ目に、この掘割・五反田周辺地区の宅地については、宅地が低い方と嵩上げなどにより高い方が混在しているというような状況も見てまいりました。

以上のようなことが測量をしながらわかってきておまして、現在はその成果を整理している状況でございます。

二つ目に、常陸河川国道事務所との協議の内容ということでご質問いただきました。

今回ですね集団移転促進事業に必要な災害危険区域の指定に関しては、危険と想定される涸沼川の推移、こちらを決める必要がございまして、これについて河川の整備計画であったり、実際の浸水被害の状況など数々の項目を考慮しながら、その推移の決定について、今、詳細に常陸河川国道事務所と協議しておる状況でございます。

ただ、災害危険区域の指定にかかわらず、常陸河川国道事務所とは、この防災まちづくりに関して河川の整備状況や洪水のこれまでの実績、また、浸水被害の状況、さらには逃げ遅れが起きないようにするマイタイムラインの作成など、多くの情報を提供いただいております。さらには、地元説明会では、河川の整備状況や被害の状況など国のほうからのご説明いただくなどご協力をいただきながら、今、常陸河川国道事務所と協力して事業を進めている状況でございます。以上でございます。

○副議長（柴田佑美子君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） いろいろとご説明ありがとうございます。それは協議していただいておりますね、災害危険区域についてちょっと質問いたします。

災害危険区域のなかに、前にも質問で津幡課長の時に何回か質問してはいますが、災害危険区域内に移転促進区域を設定すると。移転促進区域については、これは前のこれ、令和2年度にこの制度って何か国道交通省のほうで大分大幅な改正してんですよね。私これ、国土交通省の都市局都市安全課が発行している防災集団移転促進事業の活用に向けた説明資料というのがあるんですけども、これ結構私読んできたんですけども、そのなかに移転促進区域、つまりは移転しなくちゃならない区域になると思うんですけども、そこに原則全戸移転というような記載が、前は多分なかったんですよ、これね。原則全戸移転ということがあって、この原則全戸移転ということは例外も当然ながらこれあるわけございまして、この例外が出た場合にまずどうするのかというところがあると思うんです。前はこれ、任意規定という、今もこれ任意規定で、住民の皆さんが意向を示さなければ役所側から強制的にやるようなこの事業ではないということは、よくよく重々理解はしています。その原則全戸移転のなかで、例えば私はいいと、移転しなくてもいいんだというようなことが出た場合、どういうふうなそのことを行政側でその方に指導していくのか、そこのところちょっとお伺いしたいと思います。

○副議長（柴田佑美子君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えします。

ただいま移転促進区域の設定の仕方ということでご質問ございました。国のほうからは、やはり原則促進区域内の方々は全戸移転だというようなことは、これまでの打ち合わせのなかでもお話はいただいております。そういうなかで、今ご質問のなかで、その促進区域に定められたなかに移転のご意向がない方がいらっしゃる場合はどうするのだというようなご質問なんですけれども、こちらについては移転促進区域の設定を細部にわたって細かく設定できるというようなことで国のほうからご指導いただいております。なかに虫食い状態のような形で、ご意向が移転したくないという方がいらっしゃる場合は、虫食い状態になっても、そういった形での移転促進区域を定めるというようなことでご指導いただいております。ですので、今のご質問にあった促進区域内に移転のご意向がない方がいるかということになりますと、基本的にはそういう方がいないようなエリアを設定するということになります。ただ、やはり周囲の方々と比べて、その残られる方も生命、財産の危険ということからすると、同じ危険の度合いを持つ方ということは変わりございませんので、そ

ちらは残っていただくというご意向を尊重しながら移転に対してご理解をいただけるように、根気強くご説明をさせていただきたいと考えております。以上です。

○副議長（柴田佑美子君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） これ、原則全戸移転ということで、その一番問題なのは、災害危険区域を指定した上で、まだら指定というんですか、その今言う虫食い状態というんですかね、その指定の仕方が一番まずい、まずいというか、いろんな全国各地でこの事業を適用しているなかで、そのまだら指定というのが一番問題になって、これは移転元地、つまりは移転した後の土地の利活用にも影響するということで、これが課題になってんですよね、これね。この原則全戸移転ということなので、そこは十分に説明をしていただいて、虫食い状態にならないようなその指導をですね、移転をしていただければと思います。これにつきましては、5戸以上かつ移転する半数以上が移転することというふうな規定があるんですけども、なかなかやっぱりここにいろんな難しさがあると思うんですよね。この5戸以上、5軒、つまり5世帯以上の方がまとまってその意向を示した上で同じ場所に移転するというのが多分原則なんだと思います。多くのこの防災集団移転の事業の場合ですね、例えば町が造成地を用意して、例えば60世帯あったならば、その60世帯分の土地を同じ地区に造っているケースがほとんどなんですよね、これね。今回、大洗の場合は、空き地とか空き家を利用して移転させるということなので、その辺難しさがいろいろあると思うんです。この移転促進区域については、一件一件多分説明してって、いろいろお互いに合意形成が必要になってくると思うんですけども、この何ていうんですかね、予算とかいろんなこと、年齢なんかもあると思うんですけども、それでどうしてもっていう方が出ちゃうと、これ一番問題なんですよね、そこがね。だから、本当に十分にご説明しないと、半ば強制じゃないっていうことをもう最初にうたっているわけですから、ここを注意していただきたいと思います。

災害危険区域は、ある程度多めに範囲を指定していくんだと思うんですけども、その移転促進区域以外の災害危険区域の人たちつつうのは、どんなような扱いになるのか一点お伺いします。

○副議長（柴田佑美子君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えいたします。

まず一つその災害危険区域の設定なんですけれども、促進区域よりも広いようなエリア取りにはなることは間違いありませんけれども、多めに設定するということとはございませんでして、危険であると考えられる水位が決まりましたら、その水位によってエリアは一對一で決まってくると思います。ですので、多めに取るということよりは、想定した水位で浸水するであろうエリアを定めていくというような考えでございます。

一方で、促進区域のエリア取りなんですけれども、こちらについては、その災害危険区域のなかで危険な建物、条例で定めていくんですけれども、建築を制限する建物というのがございます。具体的にいうと、その災害危険区域を定めた時の危険な水位で床上浸水するような住宅と、わかりやすく言うとですね、そのような住宅が今回移転の対象というふうになってきますので、当然その宅地自体は浸水してしまうんですけれども、建物に及ばない方々というのは、促進区域から外れてく

る、移転対象ではなくなってくるというような状況になりますので、災害危険区域が外にあって、そのなかで危険な建物のまとまりが移転促進区域という形で設定されていくというようなことになっております。以上です。

○副議長（柴田佑美子君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） この事業はですね、期間の定めがないんですよ。10年かかっても、15年かかってもいいということなので、この移転のさせ方なんですけども、その移転促進区域が決まって、当然ながら移転促進区域というのは浸水確率が高い場所になると思うんですけども、その区域のその移転促進区域内の人たちの合意した世帯から事業開始をしていくことも可能だということなんですけども、とにかくその現地の人たちに聞くと、ちょっといろいろ温度差がありまして、すぐにももうやって欲しいという人もいますよね。そういう人たちの希望に沿った形で事業が開始できるのかどうか、まずですね、その5世帯がまとまらないとできないという、その一番最初の定義があるので、それが可能なかどうか。当然ながら浸水、被災する確率の高い地域から移転させる必要があると思うんですけども、その点についてお伺いします。

○副議長（柴田佑美子君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えします。

今のご質問の内容としては、ご意向に沿った形で移転ができていくのかというようなことであろうと思います。こちらについては、やはりこの五反田、掘割地区というエリアで今想定している集団移転の事業でございますけれども、事前の移転としては非常に大きな範囲、件数も数十件という単位で非常に大きな移転が必要になる計画になっていくだろうと考えられております。ですので、なかなか全国的な事例もございませんでして、この移転のさせ方というのも今、国といろいろご相談させていただきながら検討しております。

そこで、そのご意向にあわせながら移転できるかというところについては、やはりこの事業がですね生命、財産を守るということから、やっぱり危険な度合いに応じて段階的に移転をしていただくというのが基本でございます。そこにプラスご意向というところになりますので、第一には危険の度合い、浸水の度合いが高いというようなエリアを考えていって、その次に、そのなかでもご意向がまとまっていくというようなところを段階的に指定しながら、一気に数十件という移転は難しいので、段階的に促進区域を定めて、広めていきながら、皆様に移転していただくということを考えております。以上です。

○副議長（柴田佑美子君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） それで、移転先の先ほど言ったとおり造成地でも造ればこれ、移転先に問題はないんですけども、移転先の土地の確保状況ということで、例えば公営住宅、民間アパート、一戸建ての貸家、または町外へ移転希望者ですね。あとは町内に土地を別に持っている方もおられるみたいなので、そういう人の場合の措置はどんなふうになるのか、そこをお伺いします。

○副議長（柴田佑美子君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えいたします。

二つあったと考えています。一つ目は、移転先地の確保というか、見通しというものと、その町が用意した移転先地以外に、例えば自らお土地を持っているとか、大洗町外に出たいというようなご希望がある方に対する対応と、この2点のご質問だと思います。

一つ目の移転先地の確保状況ということでございますけれども、まだ地域の方のご意向等、具体的にお聞きできていない状況なので、移転の件数というのは確定してないんですけれども、概ね移転先地として考えられるであろうエリアに、活用可能と思われる未利用地がどのくらいあるかと、空き地がどのくらいあるかというのを調査しておりまして、概ね100区画程度は空き地が存在しているということを確認しています。ただ、その空き地ということで確認しているだけですので、それが売りに出されている土地かどうかということまでは、まだちょっと詳しく確認はできてませんが、空き地としては100区画程度は確認できているという状況でございます。

二つ目の町が用意した土地以外に移転をご希望される方への対応ということでございますが、先ほど議員のほうの説明でもあったとおり、この集団移転促進事業の規定では、どうしても町が用意した移転先地へ対象の2分の1、半分が町が用意した移転先地へ移転していただくことが、この促進事業で国から補助をいただく条件になっております。そのようななかで移転される方のご意見を十分に聞きながら、それぞれの方の状況を把握しながら、ご意向に沿えるよう努力してまいりたいと考えております。具体的にいうと、2分の1は町が用意した宅地でないところへの移転も可能だということでございます。しかしですね、こちらの一つの移転促進区域では、町が用意した移転地に移転する方とそうでない方というのが出てきます。その場合ですね、そのグループ、一つの移転促進区域のなかの方々全ての方々にはですね町が用意した移転先地とそうでないところに移転する方というご意向を含めて合意していただく必要がありますので、その一つの促進区域の合意が取れる移転計画になるように皆様のご意向を把握して整理していく必要があると考えております。以上です。

○副議長（柴田佑美子君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） いろいろこれ難しい、非常に難しい問題なんですよね、これね。難しいと思いますね。これ、中古住宅なんかでもいってという方もおりますし、まとまっていくっていうのはちょっといろいろ難しさなかなというふうに思いますね。

これですね、事業計画の申請方法なんですけども、最終的に国土交通大臣の同意が必要だということで、私ちょっと勘違いしてたのは、全体を計画して同意が必要なのかなと思ったら、一件一件の同意なんですよね、これね。これ一件一件やっていくのに、例えばその5件まとまったら1件の申請をしていくようなイメージでよろしいのか、そこを伺います。

○副議長（柴田佑美子君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えいたします。

最初に答えから申しますと、議員のお考えのとおり、ある程度小さなグループごとに同意が取れば、その都度事業計画を申請していく予定でございます。ですので、どんどん1期、2期、3期というような形で事業計画が大きくなっていくというような考えで間違いございません。

議員のご説明にもあったとおり、この移転促進事業はですね、通常の国費を活用した公共事業とはちょっと性質が違ってですね、通常の公共事業であれば町が事業計画を策定して国との協議が整えば事業に着手することが可能で、移転を余儀なくされる方々との交渉はその事業着手後に交渉していくことになります。しかし、この集団移転促進事業は、そういった通常の公共事業とは異なって、ご自身のご意向で移転していただく任意の事業ということから、事業着手時にはもう既に具体的な移転先であったり、移転補償の内容について、移転する方々の全ての合意が必要になってきているところから、少し事業計画の策定についても通常の公共事業より時間がかかってきてしまっているということになっております。以上です。

○副議長（柴田佑美子君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 事業計画策定の件、了解しました。

それで、事業計画を策定して、これ都道府県経由でやるのか、国土交通省に直接申請するのか、そこをお伺いします。

○副議長（柴田佑美子君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えいたします。

こちらやはり県を経由して国土交通大臣に同意をいただくというような手続になっております。以上です。

○副議長（柴田佑美子君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 県は、この事業に関しては、いろいろ指導とかそういうのがあるのかどうか、まず一点お伺いしたいのと、あと、国土交通省に何度か多分足を運ばれていると思うんですけども、国土交通省からは具体的にどのような現在では指示が出ているのか伺います。

○副議長（柴田佑美子君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 二つあったと考えています。一つは県との関係と、あと、国からどういった指示があるのかということでございまして、県との関係はですね、やはり経由して事業計画を国に提出するんですけれども、そのなかで、なかなかその促進事業自体の経験も、全国的にも少なく、茨城県もなかなかないというなかで、どう国に交渉していったらいいのかとか、事業計画の考え方とか、そういったことを国とあわせてアドバイスいただきながら、県からもですね、進めております。さらには、河川との協議であったり、防災集団移転の協議であったりする場にもですね、ご同席いただきながら、一緒にバックアップしていただいております。以上です。

もう一つ、防集事業の担当の国のほうからどういった指示があるかということですが、やはり丁寧に地元の方のご意向をくみ取って合意をいただくところを丁寧に進める必要がありますねというようなことは、打ち合わせするたびにお話いただいております。

やはり先ほど公共事業とは異なるということが非常に大きいですね、私どもなかなかこういった公共事業ではないような移転というの、なかなか経験がないところで、少し考え方を変えていかなきゃいけないような部分もございまして、そういったところ、これまでの全国的な事例から

しまして、地域にどういふふうに入っていく方がいいのか、どういふふうに向向を吸い上げた方がいいのか、そういったことは非常に多くご助言いただいております。以上です。

○副議長（柴田佑美子君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 一にも二にも、これは一件一件、全体で説明をするのではなくて、一件一件やっぱり個別で交渉していくというようなことが、これ必要なのかなと思います。何といたってもやっぱりこの住民との、住民というよりも、そのグループごとの合意形成が必要だということで、非常にこれ難しい問題です。かなり意識の違いというのが各家庭にあって、私はいいか、私はすぐに移転したいんだとかっていう意見がちょっとありそうなので、その辺を十分に説明してですね、その移転促進区域については、特にこれ原則全戸移転だということなので、半ば強制ではないんだけども強制のようなものだと思うんですね。そこは注意してですねやっていただきたいと思います。

この事業はですね、課長がおっしゃるとおり、なかなか全国的に事例がないということで、これね、後日、大洗方式と国土交通省から言われるような取り組みになってもらいたいと思いますし、とにかくその水害、今来てる水害、全国で起きてる水害はですね、尋常に被災の仕方ではないので、とにかくこれスピード感を持ってですね、いつこの涸沼がまたですね浸水状況になるのかっていうこともありますので、是非ともですねスピード感を持ってやっていただきたいと思います。

あとは様々な課題があるようです。移転元地はこれ、後からの話なので、ですけども、なかなかやっぱり移転元地の再利用の国からの予算がつかないとかですね、そういう問題もあるようなので、移転元地のことについては移転が完了した後ですね、検討するにしても、今その移転させるということに主眼を置いていただいて、迅速にやっていただければと思います。この質問はこれで終わります。

2問目なんですけれども、観光地とトイレの関係ということで、様々な今、大洗でイベントなんかが開催、復活をしてくれています。当然観光地ですから、イベントやれば人がどんどんどんどん集まってくるというなかで、観光地とトイレの関係ということで、例えば海門橋のところに昔からのトイレがありますけども、ああいうところの使用状況、利用状況ですかね、あと、年間維持管理等の費用の面とか、そういうことを商工観光課長にお尋ねしたいと思います。

○副議長（柴田佑美子君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、石山議員のご質問にお答えいたします。

観光とトイレの関係ということで、町内を取り巻くトイレの環境とかというところのご質問だと思います。

まず、県内有数のですね観光客を誇る大洗町の現状ということで簡単にご説明させていただきますと、令和2年・3年とコロナ禍によりまして年間の観光入り込み客が大きく減少したところでございます。しかしながら、今年に入ってからですね、春休みの期間、ゴールデンウィーク、夏休み期間をはじめですね、休日にはたくさんの観光客の方が訪れてきておりまして、他県ナンバーの車がですね非常に多く見られる状況でございます。数値的にもコロナ以前と同等程度まで戻ってきているというような状況でございます。

そういった観光客の方が利用されるトイレの現状といたしましては、立ち寄った観光施設や商業施設、あるいは誰でも使える公共的なトイレというのを利用しているかなというふうに思っておりますけれども、各施設を除く県や町で設置管理している公共的なトイレにつきましては、町内で大洗海岸やサンビーチ周辺などを中心にですね10カ所以上設けてございまして、特に不足している状況ではないのかなというふうには思っているところでございます。ただし、サンビーチにつきましては、常設トイレがある公園のなかと海ですね、砂浜を通った渚への距離が非常に遠いというような状況もございまして、現在は海に向かう途中の防潮堤の上に仮設トイレを設置して対応しているような状況でございます。また、全体的に老朽化してきているトイレも多くあるということで、管理面で苦慮しているところもあるのかなというふうに思っております。

また、先ほど議員のご質問にありました海門橋手前のところの一里塚ロードパークと申しますけれども、こちらのトイレにつきましては平成2年に茨城県が整備を行い、建設後、町に管理が移管された施設となっております。現在の管理状況につきましては、民間業者に管理業務のほうを委託して行っておりまして、具体的にはトイレ内の清掃および点検につきましては毎日実施ということで、清掃やトイレットペーパーの補充などを行っているということでございます。また、ロードパーク内の清掃、点検につきましても、週3回ということで行っておりまして、委託料につきましては年間110万円で契約のほうをしております。そのほかし尿のくみ取りや浄化槽の管理などで約50万円近く掛かっておりまして、事業全体としては160万円ほどの費用負担となっている状況でございます。

ご質問のトイレの利用状況、稼働状況ということでございますけれども、こちらにつきましては正確に把握しているところではございませんけれども、大洗町とひたちなかの大洗の海門橋というところで交通量は非常に多いところでございまして、常にですね車が駐車しているような状況も見受けられますので、利用頻度は非常に高いトイレだというふうには思っているところでございます。以上です。

○副議長（柴田佑美子君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） いろいろありがとうございます。トイレのですね、公衆トイレに関しては、なかなかきれいに使っていただけということがなかなか少ないと思います。なかなかこれがやっばり20年、建てた当初はいいんですけども、20年も経つと、もう老朽化して建て替えなくちゃならないというような、先日というか何年か前に大洗駅のトイレなんかも建て直した経緯もありました。あと、サンビーチのトイレにつきましては、もう老朽化で非常に汚いというような話がありまして、やっぱりこれもなかなかきれいに使っていただけないような現状があると思います。塩害などでも、やっぱりその経年劣化も激しくなるということで、一つ私のほうから提案なんですけども、この町の商業施設、例えばスーパー、コンビニなどに、町からですねトイレに関して補助金というか現物出資でも何でもいいんですけども、その商店のほうと協定を結んでいただいて、トイレの観光客やその他住民の皆様にご利用を、公衆トイレがなかなかやっぱり新しく新規に設置できないというような事情もありましょうし、あとやっぱりきれいに使っていただけないというような事情もありましょうし、なかなかやっぱりそのトイレの問題というのは、観光地と切り離せないところがあると思いますので、ひとつですね、商工観光課のほうからのご提案をいただいて、説明をした上で、そ

ういうトイレに協力をしてくれるような商業施設はじめいろんなもの、いろんな方に対して協力してくれる方を募ってですね、説明をした上で、それに賛同していただけたならば協定書なんかを結んでですね、町からもそれ相応の支援をするというようなことをしてはどうなのかなど。これに関しては、今、東京の町田市と神奈川県の大和市なんかでは、いち早くこういうことを取り組んでいるみたいですが、ただ、その行政側から、要は何も支援が、協定書だけ結んで行政側から支援がないというところで何か批判もあるようです。町田市なんかは当初少なかったんですけども、その協定結んでくれるトイレの施設が少なかったんですけど、現在で確か70カ所ぐらいあるということで、町田市なんかはトイレトペーパーを年間200ロールとか支給してるということなんですけど、200ロールぐらいだと金額換算で7,000円だということで、これまたやっぱり批判があって、トイレを行政側が商業施設に押しつけてんじゃないかというところの批判があるようです。ただ、大洗の場合、観光地なので、やっぱりその観光地としてのおもてなしの気持ちということで、商業施設等をお願いしてですね、トイレの扉とか何かにアイコンなんか貼っていただいて、このトイレは町が観光客のためにですね、例えば補助している事業で成り立ってますとかですね、そういうようなものを、一つの私の案ですけども、そういうものを何か考えていただいてやってはどうなのかなど。これからますます、これイベントやれば、どんどんどんどんこれ観光客が増えるわけですから、必ずトイレの問題というのは出てくると思うんですよ。その点を商工観光課長にお伺いいたします。

○副議長（柴田佑美子君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、再度のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

町内ですねコンビニなどの商業施設と協定などを結ぶとして、公共のトイレとして協力をいただけないかといったご質問かと思いますが、まずやはり議員のおっしゃるとおりですね、新たに公共トイレを整備するといった場合はですね、用地の問題ですとか、建設費用、それから維持管理の問題などがございまして、容易に設置するということは、なかなか難しいというような状況であると思います。そうしたなか、コンビニエンスストアなどの商業施設をですね自治体と連携して公共のトイレとして協力いただくといった取り組みにつきましては、議員のおっしゃるとおりですね神奈川県内の一部の自治体などで、地域のトイレ不足、あるいはですね観光の促進といったところで、そういった観点で取り組んでいるところがあるというような状況でございます。

先ほども申し上げましたけれど、現状として観光客が大洗町に来てトイレを利用する場合は、公共トイレや各施設のトイレを利用したりとか、あるいは商業施設、お店のトイレを利用しているというふうに思っております。そのなかでもコンビニエンスストア等につきましては、買物のしやすさ、また、立ち寄りやすさというところで、お客さんにとっては利便性がよくて、実際に利用頻度も高くなっているんだろうなというふうに思っております。そういったコンビニ等の協力が得られたとしてですね、公共のトイレとして発信するということにつきましては、観光のまち大洗町としてのおもてなし、それから、サービスの向上につながると思います。また、事業者にとっても集客増につながる可能性があるというふうに思っております。ただ、一方で、維持管理、こちらのですねコスト等の増大が見込まれるということは議員のおっしゃるとおりでございまして、水道代やトイ

レットペーパーなどの消耗品、あるいはですね清掃にかかるところのいろいろな負担など、お店側のですね負担が大変大きくなるんだろうなというふうに思って、実際それが課題であるということで事例でも取り上げられているようでございます。

そういったなか、行政側の負担、何らかの支援ということで負担軽減が図られないかというようなご提案もいただいたところでございまして、やはり公共トイレの整備は行政の仕事だというようなご意見、声があることも事実でございますので、事業者のトイレを公共化するというにつきましても、やはり相応の支援が求められてくるということも考えられるというふうに思っております。先進自治体の例を見ますと、議員おっしゃるとおりですね特に金銭的な補助や支援はなくてですね、ステッカーの配布ですとか、それから町の広報等の周知とかといったところや、あるいは年間のトイレレットペーパーの支給とかを行っているというようなどころもあるようでございます。まずはこういったですね先進地における状況なども含めてですね、研究をしてですね、課題等について整理を行っていく必要があるのかなというふうに思っております。以上でございます。

○副議長（柴田佑美子君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 一つ儲かる観光ということで町長が位置づけしてますので、そのためにも是非実現させていただきたいと思えます。何か問題あればやめればいいわけですから、一度取り組んでみてはいかがかなと思って提案させていただきました。

最後に町長お願いします。防災移転と…。

○副議長（柴田佑美子君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 石山議員からご指摘のございました防災集団移転促進事業につきましては、様々な課題がありますが、この事業に早期に着手し、そして完了することによって住民の皆さん方の安心・安全をしっかりと担保できる、そうした理念の下に不退転の決意で臨んでいきたいと思っております。

今、議員からお話がありますように、この事業そのものは昭和47年に創設をされましたけども、ほぼ事例が少ないということで、まして大洗の場合は、中越地震、そして東日本大震災の時のように、皆さん方、ここの壊滅的な被害を受けて、その被害の下に、今、議員から縷々お話がありますように新たないわゆる何ていうんですかね、集落をつくって、例えば区画整理をすとかそういうことによって移転をしていただくというような、そういうような手法とはまた違った形で、すなわち現行、今進んでらっしゃる方々、居住している方々を移転していただくということでありますので、ほぼ事例がない、島根県で一つ事例があるぐらいで、ほぼ事例がない。しかも島根県の事例は、それほど多くない戸数でありましたので、おそらく大洗モデル、今、大洗モデルになるような形でしっかり成功させようというような激励をいただきましたけども、まさにそのとおりで、大洗モデルになれるようなそういう環境を私どもつくっていきたいということで、常日頃から国土交通省とはやり取りをし、国土交通省本省のほうも、この担当のほうもしっかり応援をしていきたいということで、細かいところは抜きにして大枠についてはかなりてこ入れをしていただいております。ただし、課題として浮き上がるのは、これ大洗モデルになるということですから、これからいろん

なところが進めることの悪しき事例にならないと申しますか、悪しきというのは法制度逸脱するという意味ではなくて、あまりにも裁量を広げすぎて個別事例に配慮していただくあまり、もう何でもかんでもありということになってきますと、あとあと全国展開を国交省の場合はしておりますから、その全国展開するにあたって悪しき事例になってしまうんじゃないか、そこが一つ慎重になっている、柔軟に対応してくれる、現地現場に即した形での裁量をもって、しっかりとこの事業を支援してくれというそういう言質はいただいておりますけども、現実的なところになってくると、あまりその裁量を広げすぎると次に、次にとこの展開がしづらくなるんじゃないかと、そういうような懸念も抱いているところがありますので、私ども本当に今、議員がご指摘のように、平日頃から、いわゆる常陸工事事務所もありますから、そこを窓口として本省並びに県と一緒にやってこの事業の完了を目指してまいりたいと思っております。ただし、今、議員からありますように、一番重要なことは、そのいわゆる災害危険区域に指定された範疇にお住まいの方々、それから、移転促進区域に指定されたの方々、そういう方々の思いや痛みに寄り添うということは、すなわち将来想定される、今想定されることというのは制度上たくさんあるわけですけども、将来想定されることも含めた上でお話を一件一件、議員が言われるように十把一絡げと、言葉、悪い言葉でありますけども、集団で皆さん方と説明会を開催するなり、集団でいろいろ話をするということではなくて、一人一人と個別にお話をしていく、また、説明をしていくということが必要じゃないかと思っております。それはなぜならば、言い方悪いかもわかりませんが、よく保険の約款なんか誰も見てないけども細かく書いてあって、あとあとトラブルになる、また、銀行や投資の契約も同じですけども、一回も見てないけども、あと見たら違うこと、こんなこと想定してなかったと言われたいような、そういうような話をしていくということが大事で、例えば那珂川に関して今後護岸のいろいろな予算要望しておりますけども、これが要望が通って那珂川が築堤ができてくると、当然支川であるこの涸沼川にどんどん水が流れてくることが想定されますから、もしかしたら、今測量しておりますけども、今測量して大丈夫だという判定が下ったところも、もしかしたら今後は水が入ってくる可能性もあるのではなからうかと。あとは冒頭議員が言われたように、大雨が今後もっと大規模化し、台風なども頻発化して大規模化してくることによって、今まで水が来なかった地域ももしかしたら入ってくんじゃないかと、そんなことも想定されますし、あとはご懸念をいただいているように、まだらで、すなわち移転促進区域を指定した際に、じゃあ後々、例えば2年後でも3年後でも5件の方々が移転して、その6軒目の方が反対というか私はここでいいよと言ったけども、5年後になったら今のような状況が起きたり、また、気持ちが変わることによって、じゃあ移転を望んだ時に、一回そこで集団で移転、5件が移転したら、そのあとはできないとかって、そういう制度がもしあったとするならば、そういうことも私どもでしっかり制度を熟知した上で、全てわかりやすく説明し、意思疎通を図るということをしておきませんと、そんなふうなら最初から賛成すればよかった、そんなふうならばむしろ乗らなければよかったということにならないように、一人一人と私どもはしっかり向き合っていきたいというように思っております。確かに言われるように、もうやり始めたら、もうかなりのハードルがあることがわかってきました。しかし、今、議員から言われるように、こ

れにつきましては、もう期間の定めがありませんし、また、ある意味5件以上まとまれば、これについては移転をするということでありますから、今、副町長ともちょっと話をしたんですが、できれば一つモデル促進区域といいますか、移転促進区域といいますか、そのモデルとなるようなケースを早いうちに作って、例えば5件も、こちら側から、左側から1件、2件、3件と5件数えてって、じゃあ3件が反対だというんじゃないくて、右側から数えていったら5件が賛成というところで取って、早めに移転される方々がいらっしゃれば、それはみんなのいわゆる一つの指標、メルクマールとなってくるわけですから、そういうメルクマールを作りながら全体にこの事業の意義、そしてこの事業のいわゆる有用性等についてご説明申し上げて、それぞれの皆さん方がこのことによって安心・安全が日々の生活においてしっかりと確保できますよと、それをお伝えしながら進めていきたいと思っております。

それから、私どもとして、この移転先について、今申し上げたように、ほかの宮城であるとか岩手であるとか福島につきましては、全体的にもう壊滅的な状況になりましたので、そこに住んでない、もうこの災害危険区域、移転促進区域については、そこに住んでないということが前提となって全ての方々が高台等の新しい区画整理地に移転したということがありますが、私どもの場合はそういう状況じゃありませんし、新しく区画整理をやるというような、そういう構想も描いておりませんので、今ある宅地に移転していただくということですが、当初は、私はできれば、町内の市街化区域であればどこへ移転してもいいじゃないかって、こんなようなお話を国土交通省に投げ掛けましたけども、どうやらそれについては、やっぱり集団である程度区域を決めてやってもらいたいというようなお話で、ここが現実的にもう、五反田であるとか、磯道までとか、和銅までとか、東光台までとか、はっきりと決まったわけではありませんけども、極めて私どもが描いたケースとは逆で、限定的にこの範囲についても決めていただきたいと。

それからもう一つ、分母の問題ですけども、2分の1ということですが、例えば10件あれば2分の1がしっかりそのところへ移転をするということですが、ただし、この10件という、5件とか10件とかっていうその分母なんですけども、例えば老老世帯であるとか、一人暮らしの方が新しく新築住宅を建てるということが果たして現実的か、町外にこどもさん方がいれば、そちらへ移転するのが現実的じゃないんだろうかと、そういうようなこともお話をしながら、この2分の1という数字そのものがハードルが高い、岡村課長が申し上げたように、2分の1は別なところへ行けるという考え方がありますけども、そもそものこの2分の1の分母についても考え方、そして捉え方を、できるだけ現実に即した形で捉えていただけるような、そういう私どもお話し合い、要望を今後もしていきたいと思っております。

いろいろ申し上げましたけども、議員が言われるように、一件一件もう、そんなに多い何千件とある戸数ではありませんから、もう100件以内、それこそ50件以内、こんな話でありますので、一人一人としっかりと個別事例を見ながら、概ね8割方の方は賛成をして、大枠としてはおりますので、事業を進められるかどうかについては、もう当然、主従の関係ではなく、また、主役は住民の皆さん方ですけど、今回の場合についてはほかの公共事業と違って主が全て役所、そして従が住民という

ことではなくて、すなわち住民の皆さん方の意思決定によって進む事業でありますけども、私どもしっかりそうは言いまして行政手続等について、また、事業全般について、最終責任を負う立場として、しっかり意思疎通を図りながらこの事業を進めてまいりたいと思いますので、今後もいろんな声ありましたらお知らせをいただければと思います。

それから、観光に関するいろいろなお懸念でありますけども、私もどちらかというトイレ近いほうですから、いろんところ、トイレがないというのは非常に嫌悪感と申しますか、不自由さを感じる一人であります。設置に関しては、今、議員が言われるように、いろんな意味でその設置をしていくことは、いわゆる予算を確保することによって可能ですけども、一番トイレに関して言うならば、維持することをどうするかということ想定してやっていきませんと、大変な落とし穴があるように思っております。現状、オーバーツーリズムに近い形で観光客の皆さん方、日によってまいりますんで、今日みたいな日ですと非常に観光客も少ないですが、一番多い時とピーク時と比べるとかなりの格差があるんで、全体的にそういう対応をすべきということではありませんが、私はあのピーク時だけを見た時には、いろんな方々から批判を受けるような、確かにその汚さと申しますか、非常にその対応しきれないところがあります。もう当然呼び込みをして、多くのお客さんが来るという前提でいろんなことを考えるならば、しっかり清潔感を保って多くのお客さん方に利用していただくというのは、これはもうおもてなしの観光地としては当たり前のことでありますんで、そのためにはよく三越であるとか高島屋であるとか大手のデパートになりますと、もう土日の一番ピーク時には、もうそれこそトイレに一人常駐するぐらいの形で清掃員がいなければなりません。今、ピーク時も、それから閑散期も、それほど変わらない対応をしているというのが、私はまず問題だと思っておりますので、予算がしっかりと確保できるならば、このピーク時には、ほぼ常駐できるぐらいの勢いできれいにさせていただくということ。それから、新設に関して言うならば、これに関しては例えば恒久的なトイレを求めるから、もう当然10年、20年、想定よりも早く汚くなっていきますので、私は5年とか10年もつトイレでいいんじゃないかと。もう5年、10年したら、とにかく施策の始期と終期を決めると同じように、このトイレについてももう10年もつトイレでいいんじゃないかと、10年もって壊しても新しいの作ると、そのぐらいの感覚で新しく設置をする。そして、今言われましたように、様々なその民間に対して協力を呼びかけてはどうかというのは、これはもう同感でありますので、施策的にこれがうまくいくかどうかしっかりと検証していませんが、少し思いつきなところありますけども、新しく例えばコンビニエンスストアを建てる方がいらしたら、その方にトイレ補助をして、トイレのいわゆる建設費、どうやってコスト計算するかはまた別の問題として、そういうコストを補助して、一つ多めにトイレを作っていただくと。もうコンビニのトイレそのものは、公共のトイレ、公共財に近いような形で機能しているのが社会全体でありますので、私どももそういうところから見れば、一般にいろんところへ訪問して、出掛けて、トイレということになれば、すぐにコンビニっていうのは、もう思い浮かんでくる話ですので、そういうなかではコンビニとそういう連携、もしくは飲食店も同じでして、もし飲食店を作られる、おもてなしの気持ちがあるのであれば、できればこの制度を活用していただいてトイレを一つ余計

に作っていただけないかと。その代わり、この維持に関しては皆さん方でやってくださいよと。あとは議員ご指摘のようにトイレトペーパー補助するとかいろんなことをやっていくということも必要でしょう。そして、トイレそのものが直接的にお金を生みませんが、どうでしょうか、こんな声、議員の皆さん方も聞いたことないでしょうか。私はいろんな方々の意見を聞いて、有償にしたらどうかと。もうこれは東京行きますと有償のトイレ数多くありますので、トイレそのものを有償にして、もう有償じゃないところが汚くて、有償などこだけきれいという意味ではなくて、もう常にベストな状態で利用していただけるような環境を整える、有償のトイレというのも作ってはどうかと。有償トイレは、もう社会の流れだよというようなことを言われる方もいらっしゃいますので、いわゆる質の高い、すなわち観光地を目指すのであれば、そんなものも活用してはどうかということもあります。

私一つ、あと今言われておりますのは、サンビーチの南側の地域、ここにトイレがないというふうに言われております。そして南側の地域のある施設では、トイレ100円取っております。ちょっと100円でどうだ、批判も出てるよっていう話をしましたら、その施設の方いわく、確かにそういう側面もあるなと思いましたが、100円が取りたくて取ってんじゃないで、一般にこの施設を利用される方々のトイレ利用に非常に大きな障害になると。いわゆるトイレだけ借りて、そして行かれる方々、そういう方々に、人として利用していただきたいけども、利用することによって、もう砂だらけにされてしまって、非常にこの砂だらけ、決して悪意でやるんじゃないで海から上がってきますから、もう非常に砂だらけにされて、次の方が使えないような状態にされる。すなわち、その施設を自ら料金を払って利用する方々が、非常に不快な思いしてしまう。本来のお客様が不快な思いしてしまうから、私どもは現実には利用してほしくない。しかし、こうやってお店を開いている以上、トイレ貸してくださいって言われれば、おもてなしの気持ちで貸すほかない。だから100円を課してるというような、そんなようなご意見をいただいて、まさにそういう方々のご意見というのは非常に重要だと思っておりますので、何がいかってということ、これは地域の皆さん方や観光事業者の皆さん方、そして協会の皆さん方に、しっかりとそうした意見を取りまとめてもらって、たかがトイレ一つかも知れませんが、されどトイレ一つと、おもてなしの一つであるという、誰もが利用するこのトイレというものを、この間も柴田副議長からもご提案ありましたような、そういう対応も含めて今後の在り方について、全体的に私はトイレは足りてるというふうには思いませんので、そういうことも含めた上で総合的に在り方というのを検討していきたい。特にサンビーチのトイレにつきましては、もう老朽化が激しいんで、著しいんで、あそこは潮風まともに受けますから、あそこに恒久的な施設を建てようということ自体が、もうそもそも論として今の時代そぐわないというふうに思っておりますので、そうしたことを念頭に財政的なもの、それから維持管理についてのもの、そうしたものも含めて総合的な検証をした上で、また議員と共に、一緒に歩んでまいりたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

○副議長（柴田佑美子君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 終わります。

○副議長（柴田佑美子君） 以上をもちまして、町政を問う一般質問を終了いたします。

◎休会の件

○副議長（柴田佑美子君） 日程第3、休会の件についてお諮りいたします。明日6日から9日までを常任委員会審査のため、休会といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（柴田佑美子君） ご異議なしと認めます。したがって、明日6日から9日までを休会とすることを決しました。

◎散会の宣告

○副議長（柴田佑美子君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は9月12日午前9時30分から行います。

本日はこれをもって散会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

閉会 午前11時43分

